

三 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（適用除外有価証券）</p> <p>第一条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十七条に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）第一号に規定する有価証券をいう。</p>	<p>（適用除外有価証券）</p> <p>第一条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十七条に規定する内閣府令で定めるものは、証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）第一号に規定する有価証券をいう。</p>